

職業紹介手数料に関する個別契約書

(第1条、第2条 省略)

第3条

丙が、甲の会社都合による場合を除く、個人的な一身上の都合により6ヶ月以内に退職した場合には、乙は甲に対して、領収済紹介手数料を下記の期間及び割合に応じて返還するものとする。但し、丙の退職理由が一身上の都合であっても、甲の会社都合及び各種労働関連法令等に違反したことに起因する場合は手数料を返還しないこととする。

- ・ 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 80%
- ・ 3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 50%
- ・ 6ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 30%

(以下省略)